

令和 2 年 2 月 13 日  
事 務 連 絡

各都道府県喀痰吸引等事業者等登録所管課長 御中

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課  
福祉人材確保対策室  
内閣府地方分権改革推進室

登録喀痰吸引等事業者・登録特定行為事業者の登録事務等に係る  
アンケート調査について  
(平成 29 年地方分権改革に係る提案募集に関する調査について)

介護人材の育成・確保につきまして、平素より格段のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、平成 29 年地方分権改革に関する提案募集において、指定都市が介護サービス事業者に対して指導監督を行う際、登録喀痰吸引等事業者等の登録情報が有用であることから、当該事業者等の登録事務のみを指定都市に権限移譲することを求める提案があり、これを踏まえ、「平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 29 年 12 月 26 日閣議決定）において、

- ・ 喀痰吸引等業務を行う事業者の登録情報については、都道府県と市町村との間で必要に応じて情報の共有が推進されるよう、都道府県に平成 29 年度中に通知する
- ・ また、上記の通知による措置の状況を踏まえ、喀痰吸引等業務に係る事務・権限については、必要に応じて、当該権限を指定都市に移譲することの是非も含め、更なる事務の円滑化に向けた検討を行い、平成 32 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる

と方針が示されたところです。（別添「提案個票」参照）

前段については、「指導監督上における登録喀痰吸引等事業者等に係る情報の連携について」（平成 30 年 2 月 8 日社援基発 0208 第 1 号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課町通知）（別添）において周知させていただいたところですが、後段における更なる事務の円滑化に向けた検討を行うにあたり、事務を所管する貴職の考えをうかがいたいたため、登録喀痰吸引等事業者・登録特定行為事業者の登録事務等に係るアンケート調査を行うことといたしました。

つきましては、添付のアンケート調査票における各設問について、貴職の考え等をご記入いただき、地方分権担当課の合議を得た上で、3月6日（金）までに下記担当までご登録をお願いいたします。

ご不明な点等につきましても、下記担当まで御連絡をお願いいたします。  
ご協力のほどよろしくをお願いいたします。

#### ○その他

・本依頼内容については、別途、内閣府地方分権改革推進室から各都道府県・指定都市・中核市の地方分権改革担当課に連絡しています。

#### 【回答・照会先】

○厚生労働省社会・援護局福祉基盤課  
福祉人材確保対策室

担当：石井、馬淵

連絡先：03-3595-2617

メール：[ishii-hiroyuki@mhlw.go.jp](mailto:ishii-hiroyuki@mhlw.go.jp)  
[mabuchi-akihiro@mhlw.go.jp](mailto:mabuchi-akihiro@mhlw.go.jp)

○内閣府地方分権改推進室

担当：藤田

連絡先：03-3581-2446

メール：[hiroki.fujita.v6x@cao.go.jp](mailto:hiroki.fujita.v6x@cao.go.jp)